

報告③**博物館と文書管理主管課の連携による
公文書・地域史料の保存と活用**中之条町総務課 **田村 光規**

中之条町歴史と民俗の博物館「ミュゼ」

須崎 幸夫**はじめに**

中之条町は、群馬県の北西部にある人口約17,000人の小さな町ですが、小さな町であっても公文書管理法に基づく適切な管理を目指し、歴史・地域史料の担当である「博物館」と文書管理主管課である「総務課」が協力し、公文書管理の課題の解決・改善に力を合わせ取り組んでいる。定期的な打合せや選別収集作業（月1回）を連携当初から継続して実施しており、タイムリーな意見交換ができることや定期実施によりノウハウが積み重ねられることで、ゆっくりでも課題を1つ1つ解決できると思料している。

**1 中之条町歴史と民俗の博物館「ミュゼ」
の概要と主要な活動**

中之条町歴史と民俗の博物館「ミュゼ」は、郷土の歴史と文化に関する理解を深め、教育、文化の発展に寄与するため昭和57年（1982年）に設立された「中之条町歴史民俗資料館」を前身としている。資料収集・保管といった博物館（資料館）の根幹的な業務に加え、「中之条の歴史や文化を学ぶ場」としての役割を果たすため、企画展事業や講座・講演会事業に取り組むとともに、地域史料をはじめとする資料の収集についても開館以来、積極的に取り組んでいる。現在、常設展示資料は6千点、収蔵資料全体では約5万点となっている。

平成23年1月に、登録博物館になったことを契機に、中之条町歴史と民俗の博物館「ミュゼ」に名称変更を行い現在に至っている。

2 公文書館としての取組み

博物館「ミュゼ」では、公文書館機能を有する以前から歴史公文書を収蔵しており、これらは大きく3回にわたり当館にもたらされた。すなわち、①開館まもなく中之条町誌編集室から引き継がれた「中之条町役場文書」、②中之条町役場の書庫整理等の際に重要と判断され随時移管された公文書、③文書管理システムが導入される際に、文書主管課等から重要と判断され移管された公文書である。

平成22年、中之条町の文書主管課である総務課では、公文書管理の課題改善に向け、文書管理システムの更新等、検討を進めていた。公文書管理法が施行されるタイミングであったこともあり、歴史公文書の保存、公開についても検討するなかで、すでに歴史公文書を保管している博物館「ミュゼ」と総務課が連携して取組む体制が確立された。その結果、「中之条町歴史と民俗の博物館「ミュゼ」の設置及び管理に関する条例」を改正して、従前から取り組んできた古文書等の文献（地域史料）に加え、歴史公文書の収集・保管に関する業務を明記することで、公文書館機能を有する博物館として正式にスタートした。

平成23年度からは、文化財保護に関する業務も博物館「ミュゼ」に移管され、中之条町における公文書や地域史料の収集や保管はもちろんのこと、文化財保護行政においても中核的な役割を担っている。

3 選別収集、重要な公文書の電子化及び長期保存用光ディスクアーカイブ

中之条町の公文書ライフサイクルや実務の詳細については、全国大会で配付された資料に記載されたとおりであるが、群馬県立文書館の職員にも検討会に出席頂くなどの協力や、電子化においては地元企業である太陽誘電(株)及びJ I I M Aの協力（技術的支援）を頂くなど、打合せを重ね、選別収集や実務方法を決定した。

選別方法、区分や歴史公文書の分類の決定・電子化の要否判定区分、優先順位の決定・電子化の技術要件（スキャン解像度など）等を検討した結果、平成25年度末より運用開始し、現時点で歴史公文書点数 618点（電子化 499点 長期保存用光ディスク26枚【H27.9現在】）となっている。

選別収集の検討を開始した当初は、作業が非効率であったが、検討結果を集約した「公文書選別作業シート」を作成し、活用することで問題の解決を図ることができた。

なお、選別収集を行う公文書の優先順位については、年代が古い文書及び緊急を要する文書から選別を実施している。

中之条町では、平成24年に文書管理システムを更新し、文書目録がデータベース化され、公文書の検索や総量把握が容易になった。これも公文書の選別収集作業が効率的に行えるようになった要因の1つであるが、現用段階の公文書（現用文書）を適切に管理しておくことが非常に大切であると考えている。現用文書においては、公文書の登録や保存を実施する職員の意識が重要になる。当町においては、定期的巡回確認や説明会を実施して適切な公文書管理の啓蒙に努めている。



中之条町の田村氏・須崎氏

歴史公文書（候補文書含む）は永年登録することで統一している。現用文書の文書保存期間から永年の区分をなくすことも検討したが、現時点では、しっかりと歴史公文書を保存することを最優先し、永年の区分を残すことで運用している。

また、職員が文書登録を行う際に、歴史公文書の候補となる文書は、システム登録時にチェックを入れることをルールとしている。職員が歴史公文書について意識することに繋がり、チェックすることでシステムから検索することができるので、後の選別収集をス

表 中之条町歴史と民俗の博物館「ミュゼ」施設情報

所管部署	教育委員会生涯学習課
職員数	6名（館長、顧問、学芸員2名、臨時職員2名【内1名は総務課付け】）
施設構造	新館（展示研修施設）は鉄筋コンクリート一部2階建、本館（常設展示室）は木造2階建、収蔵庫は鉄筋コンクリート造。建築面積808㎡（本館316.3㎡・新館456.0㎡・収蔵庫35.8㎡）、延床面積1,363㎡（本館632.7㎡・新館658.6㎡・収蔵庫71.6㎡）
閲覧/展示スペース	本館は博物館としての常設展示室、新館は事務室・図書・研究室・収蔵庫・荷解き室・研修室・企画展示室・倉庫
施設整備費（公文書館）	条例の改正により公文書館機能を付与したため、公文書館整備費としての負担はなし。
公文書館設置根拠条例	中之条町歴史と民俗の博物館「ミュゼ」の設置及び管理に関する条例（昭和57.9.17制定、平成23.3.24改正）

ムーズに行うことができる。

4 今後の課題

収集した歴史公文書の公開については課題が残っている。これまで博物館には貸出の要綱類が無く、歴史公文書に限らないが、資料の撮影依頼や貸出要望には随時対応してきた。公文書館機能を有して歴史公文書の公開を図ることを機に、博物館の収蔵資料もカバーできる公開要綱を検討しているところである。また、文書の収蔵スペースも課題となっている。博物館の書庫不足もあり、役場庁舎の書庫に歴史公文書を保存している状態であり、将来的には書庫の整備が必要になると思料している。

様々な課題がある状況ではあるが、全史料協調査・研究委員会【ミニマムモデム】による自己点検の内容に基づき、公文書館機能として最低限満たすべき事項を実践することを当面の目標とし取り組んでいきたい。